

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 景観計画を定めた件 五二
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 五二
- 遊漁規則の変更について認可した件 五三
- 新たな土地改良事業を行うことを認可した件 五三
- 土地改良法により換地処分をした件二件 五三
- 道路の区域を変更する件 五三
- 電線共同溝を整備すべき道路として指定した件二件 五三
- 公 告
- 財団法人都道府県会館災害共済事業及び機械損害共済事業の経営状況を公表する件 五三
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 五三
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を廃止した旨届出があった件 五三
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関を指定した件 五三
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関が指定を辞退した件 五四
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件 五五
- 福 島 県 警 察 本 部
- 一般競争入札を行う件二件 五六
- 福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会
- 不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨届出があった件 五七

告 示

福島県告示第五百九号

景観法(平成十六年法律第百十号)第八条第一項の規定により景観計画を定めた。当該景観計画の関係図書は福島県生活環境部環境共生総室環境評価景観室及び福島県地方振興局県民環境部(福島県いわき地方振興局)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年八月十八日

- 一 景観計画の名称 福島県景観計画
- 二 効力の発生する日 平成二十一年十月一日

(環境共生課環境評価景観室)

福島県知事 佐藤 雄平

福島県告示第五百十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年八月十八日から同年九月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年八月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
仙台ターミナルビル郡山店 福島県郡山市燧田百九十五番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年八月十八日から同年九月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年八月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
新福島駅ビル 福島県福島市栄町一番一号
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により、野尻川非出資漁業協同組合内共第二十三号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について平成二十一年八月十日次のとおり認可した。

平成二十一年八月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 漁業権者の名称及び住所
野尻川非出資漁業協同組合 大沼郡金山町大字玉梨字横井戸二千七百九十八番地の
- 二 漁業権の免許番号 内共第二十三号(野尻川)
- 三 変更の内容
第四条第一項の表あゆの項中「七月一日」を「六月一日」に改めた。
- 四 変更後の遊漁規則の施行日 平成二十一年八月十八日

(水産課)

福島県告示第五百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、会津宮川土地改良区が安田地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業(基盤整備)に係る新たな土地改良事業を行うことについて、平成二十一年八月六日認可した。

平成二十一年八月十八日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

福島県告示第五百十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平成二十一年八月十日益田地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。

平成二十一年八月十八日

福島県知事 佐藤雄平

(農地管理課)

福島県告示第五百十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平成二十一年八月七日津島地区の県営区画整理事業に係る小塚換地地区の換地処分をした。

平成二十一年八月十八日

福島県知事 佐藤雄平

(農地管理課)

福島県告示第五百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十一年八月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月十八日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道浜崎 高野会津 若松線	河沼郡湯川村大字清水 田字前田三番一地从か ら 会津若松市高野町大字 柳川字下高野四二一番 一地从先まで	変更前	A 五・二 一八・八	一、九三四・四
		変更後	B 一〇・八 二九・二	一、九七四・四

(道路計画課)

福島県告示第五百十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。

平成二十一年八月十八日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区間
一般国道二五二号	会津若松市西七日町一番地先から同市七日町一九四番二地 先までの上り線 会津若松市西七日町三七番地先から同市七日町二〇五番地 先までの下り線 会津若松市七日町一四六番地先から同市大町一丁目三八四 番地先までの上り線 会津若松市七日町二六九番地先から同市大町一丁目三五六 番地先までの下り線

(道路計画課)

福島県告示第五百十八号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。

平成二十一年八月十八日

福島県知事 佐藤雄平

公 告

路線名	一般国道二一八号
区 間	会津若松市表町五〇番一地先から同市表町二番一地先までの上り線 会津若松市錦町七一番一地先から同市錦町一番一地先までの下り線 (道路計画課)

公告第四百四十七号

平成二十年財団法人都道府県会館災害共済事業及び機械損害共済事業の経営状況について、財団法人都道府県会館理事長から平成二十一年八月三日付けで通知があったので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の二第三項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十一年八月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

平成20年度財団法人都道府県会館災害共済事業及び機械損害共済事業の経営状況	
1 災害共済事業(建物共済事業)	
分担金その他収入	2,082,867,655円
災害共済金、経費その他支出	972,726,771円
正味財産	23,146,039,502円
2 機械損害共済事業	
分担金その他収入	986,907,332円
災害共済金、経費その他支出	329,570,845円
正味財産	7,002,256,487円
	(財産管理課)

公告第四百四十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年八月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年七月三十日
- 二 名称

NPO法人ふれあいの郷だて
代表者の氏名
渡邊 忠利
三 主たる事務所の所在地
福島県伊達市長町六番地三
四 定款に記載された目的
この法人は、高齢化社会と少子化及び核家族化による諸課題を抱えている住民に対し、高齢者の支援、高齢者施設建設及び運営等の高齢者福祉事業、世代交流や環境整備等の地域づくりに関する事業およびNPO活動基盤づくりや行政各種団体とのパートナーシップを確立する事業を行い、市民参加型のまちづくりを進め社会発展に寄与することを目的とする。
(文化振興課)

公告第四百四十九号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る次に掲げる障害福祉サービスを廃止した旨届出があった。

平成二十一年八月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所所在地	廃止年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
ひまわり 苑障害者 シヨート ステイ	福島市田沢 字入二〇	社会福祉 法人清樹 会	福島県福島 市田沢字入 二〇	平成二一 年五月三 一日	短期入所	身体障害 者

(障がい福祉課)

公告第四百五十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成二十一年八月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

名称	所在地	指定年月日	自立支援医療の種類	指定する診療科名	主として担当する医師又は
			医療の種類		

キユウキユウ 堂薬局新町店	福島市新町八 一三	平成二二年 八月一日	育成医療 更生医療	調剤	歯科医師
コスモ調剤薬 局五百田店	伊達郡川俣町 字五百田二〇 一七	同	同	同	
ファーマライ ズ薬局大町店	福島市大町七 一一	同	育成医療 更生医療 精神通院 医療	同	
ファーマライ ズ薬局八島店	同 市八島町 二一八	同	精神通院 医療	同	
ファーマライ ズ薬局泉店	同 市泉字泉 川三一〇一	同	同	同	
ファーマライ ズ薬局鎌田店	同 市鎌田字 中江一〇一五	同	同	同	
ファーマライ ズ薬局北沢又 店	同 市北沢又 字成出二四一 五	同	同	同	
ファーマライ ズ薬局南福島 店	同 市永井川 字壇ノ腰一一 一	同	同	同	
ファーマライ ズ薬局入江店	同 市入江町 一一一三	同	同	同	
ファーマライ ズ薬局卸町店	同 市鎌田字 卸町一一一	同	同	同	

(障がい福祉課)

公告第四百五十一号
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指
 定自立支援医療機関は、当該指定を辞退した。
 平成二十一年八月十八日
 福島県知事 佐藤 雄平

名 称	所 在 地	辞退年月日	自立支援医療 の種類	辞退した 診療科名
医療法人山森会山森 病院	福島市宮下町一八 一〇	平成二二年 四月一日	精神通院医療	精神科
ファーマライズ薬局 大町店	同 市大町七一 一	平成二二年 七月三二日	育成医療 更生医療 精神通院医療	調剤
ファーマライズ薬局 八島店	同 市八島町二一 八	同	精神通院医療	同
ファーマライズ薬局 泉店	同 市泉字泉川三 一一	同	同	同
ファーマライズ薬局 鎌田店	同 市鎌田字中江 一〇一五	同	同	同
ファーマライズ薬局 北沢又店	同 市北沢又字成 出二四一五	同	同	同
ファーマライズ薬局 南福島店	同 市永井川字壇 ノ腰一一一	同	同	同
ファーマライズ薬局 入江店	同 市入江町一二 一三	同	同	同
ファーマライズ薬局 卸町店	同 市鎌田字卸町 一一一	同	同	同

(障がい福祉課)

公告第四百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成二十一年八月十八日

土地改良区の名称
郡山市多田野土地改良区

福島県知事 佐藤 雄平

退任した役員	氏名	住所
理事	橋本 幸一	郡山市逢瀬町多田野字河田堀四一番地
同	鈴木 旭	市逢瀬町多田野字宮南六五番地
同	遠藤 英記	市逢瀬町多田野字浄土松道二五番地
同	瀬谷 正信	市逢瀬町多田野字小林山八番地
同	安藤 勝正	市逢瀬町多田野字本郷七六番地
同	柳沼 元	市逢瀬町多田野字石橋山一九番地
同	大橋 秀	市逢瀬町多田野字佐縁七七番地
同	菅野 佐市	市逢瀬町多田野字本郷一七番地
同	本田 憲雄	市逢瀬町多田野字本郷一六番地
同	齋藤 隆	市逢瀬町多田野字大界三番地の一
同	橋本 功美	市逢瀬町多田野字白石二六番地
同	川田 實	市逢瀬町多田野字休石一三番地
就任した役員	氏名	住所
理事	橋本 幸一	郡山市逢瀬町多田野字河田堀四一番地
同	鈴木 旭	市逢瀬町多田野字宮南六五番地
同	遠藤 英記	市逢瀬町多田野字浄土松道二五番地
同	安藤 勝正	市逢瀬町多田野字本郷七六番地
同	川田 實	市逢瀬町多田野字休石一三番地
同	菅野 佐市	市逢瀬町多田野字本郷一七番地
同	本田 憲雄	市逢瀬町多田野字本郷一六番地
同	早尾 壽松	市逢瀬町多田野字下古川林一番地
同	熊田 憲治	市逢瀬町多田野字堺山二番地の四
同	齋藤 隆	市逢瀬町多田野字大界三番地の一
同	橋本 功美	市逢瀬町多田野字白石二六番地
同	大橋 正秋	市逢瀬町多田野字上台林四番地の一

（農村計画課）

公告第四百五十三号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成二十一年八月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称
只見町土地改良区

退任した役員	氏名	住所
理事	目黒 吉久	南会津郡只見町大字坂田字仮安平七五八番地
同	渡部 洋一	町大字小川字関野五〇〇番地の二
同	佐藤 孝輝	町大字小林字下照岡四七五番地
同	角田 勝昭	町大字小林字七十筋五八八番地
同	佐藤 孝義	町大字大倉字上田一一四番地の二
同	酒井 八十	町大字長浜字居廻五一三番地
同	菅家 玄巳	町大字黒谷字町四九八番地
同	酒井 洋	町大字福井字前田一四三三番地
同	横山 英彦	町大字只見字塚前一九三三番地の二
同	五十嵐源一郎	町大字只見字居平八二八番地
同	五十嵐良樹	町大字熊倉字居平三四九番地
同	飯塚 春夫	町大字大倉字中地一七八六番地の二
就任した役員	氏名	住所
理事	目黒 吉久	南会津郡只見町大字坂田字仮安平七五八番地
同	渡部 洋一	町大字小川字関野五〇〇番地の二
同	佐藤 孝輝	町大字小林字下照岡四七五番地
同	酒井 孝雄	町大字坂田字大坪五八番地
同	佐藤 孝義	町大字大倉字上田一一四番地の二
同	角田 勝昭	町大字小林字七十筋五八八番地
同	酒井 八十	町大字長浜字居廻五一三番地
同	菅家 玄巳	町大字黒谷字町四九八番地
同	酒井 洋	町大字福井字前田一四三三番地
同	横山 英彦	町大字只見字塚前一九三三番地の二
同	五十嵐源一郎	町大字只見字居平八二八番地
同	五十嵐良樹	町大字熊倉字居平三四九番地
同	飯塚 春夫	町大字大倉字中地一七八六番地の二

（農村計画課）

福島県警察本部

福島県警察本部公告第38号

カラーフィルム用自動現像機の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成21年 8 月18日

福島県警察本部長 久 保 潤 二

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品の名称及び数量 カラーフィルム用自動現像機 一式（搬入、据付け、調整等を含む。）
 - (2) 借入物品の仕様等 仕様書による。
 - (3) 借入期間 平成21年10月1日から平成27年 9 月30日まで
 - (4) 納入場所 福島県警察本部刑事部鑑識課（福島県福島市荒井字下茨森50番地）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

 - (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
 - (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年 8 月26日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町 2 番16号
 福島県警察本部警務部会計課入札係
 電話024-522-2151
- 4 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年 9 月 3 日（木）午後 3 時30分 福島県警察本部入札室（福島県福島市杉妻町 5 番75号）
 - (3) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (3) 契約書作成の要否 要
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- （会 計 課）

福島県警察本部公告第39号

交番・駐在所等ネットワークシステム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成21年 8 月18日

福島県警察本部長 久 保 潤 二

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品の名称及び数量 交番・駐在所等ネットワークシステム機器 一式（搬入、据付け、調整、機器保守等を含む。）
 - (2) 借入物品の仕様等 仕様書による。
 - (3) 借入期間 平成21年11月1日から平成26年10月31日まで
 - (4) 納入場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

 - (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。

(4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。

(5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認
 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年8月26日(水)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
 福島県警察本部警務部会計課入札係
 電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等
 (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年9月3日(木)午後3時 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)

(3) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金
 (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効
 2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他
 (1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要
 (4) その他 詳細は、入札説明書による。
 (公 計 課)

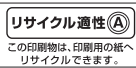
福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十四号

福島県公職選挙等執行規程(昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号)第八條第四項(第八八條、第九九條第一項、第一百十條第一項、第一百一十條第一項又は第一百一十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨の届出があった。
 平成二十一年八月十八日

福島県選挙管理委員会
 委員長 菊地俊彦

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
財団法人脳神経疾患研究所 介護老人保健施設「ゴールド メデイア」 郡山市富久山町八山田字前 林一三番地一	財団法人脳神経疾患研究所 介護老人保健施設「ゴールド メデイア」 郡山市八山田七丁目一三六 番地	平成一一年二月一三日



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷